



肝炎ウイルス検査陽性者・ウイルス性肝炎患者の皆さんへ

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

を実施しています



B 型・C 型肝炎ウイルスに感染した場合、自覚症状がないまま病気が進行し、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと重症化する可能性があります。

愛媛県では、早期治療につなげ、重症化を防ぐために、検査や受診後のフォローアップと初回精密検査費用や定期検査費用の一部を助成する事業を実施しています。

陽性者のフォローアップ

ご本人の同意を得た上で、調査票を年 1 回送付する等の方法で、医療機関の受診状況や診療状況を確認して、必要に応じて電話等により受診することをお勧めします。

検査費用の助成

初回精密検査又は定期検査のうち助成対象となる検査費用について、医療保険の給付額を除いた自己負担額の一部又は全部を申請により償還払いします。（専門医を受診する場合に限ります。）

＜ 初 回 精 密 検 査 ＞

1 対象者

愛媛県内在住であり、請求日から 1 年以内に肝炎ウイルス検査（※）で陽性と判定された方

（※）下記の検査が対象です。

- ①保健所や市町が実施している検査
- ②職域で実施している検査
- ③妊婦健診で実施している検査
- ④手術前に実施した検査

2 助成条件

- ①県保健所や市町が実施するフォローアップを受けることに同意していること
- ②医療保険各法（後期高齢者含む）の被保険者、被扶養者であること
- ③『肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関』で検査を受けること（裏面参照）

3 助成回数と助成額

1 回

医療保険診療の自己負担額のうち県が認めた額

＜ 定 期 検 査 ＞

1 対象者

愛媛県内在住であり、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がんと診断された方
（治療後の経過観察を含む）

2 助成条件

- ①県保健所や市町が実施するフォローアップを受けることに同意していること
- ②医療保険各法（後期高齢者含む）の被保険者、被扶養者であること
- ③『肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関』で検査を受けること（裏面参照）
- ④B 型・C 型ウイルス性肝炎治療医療費助成の受給者証の交付を受けていないこと
- ⑤住民税非課税世帯又は市町民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯であること

3 助成回数と助成額

1 年度あたり 2 回（初回精密検査を含む）

医療保険診療の自己負担額のうち県が認めた額

4 申請受付窓口 県保健所 感染症対策係（受付時間 平日 8：30～17：00）

四国中央保健所：0896-23-3360 西条保健所：0897-56-1300 今治保健所：0898-23-2500

中予保健所：089-909-8757 八幡浜保健所：0894-22-4111 宇和島保健所：0895-22-5211

5 助成対象費用について

肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関※で、医療保険診療の範囲内で実施した精密検査・定期検査について、医療保険適用後の患者自己負担分のうち、県が認めた費用（定期検査費用は自己負担上限額を超えた検査費用）が助成対象となります。

● 定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額（1回につき）	
		慢性肝炎	肝硬変・肝がん
甲	市町民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用

- a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）
- d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量）
- e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）
- f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができます。

★医療機関リストはこちら→

「肝炎ウイルス」を確認

※肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関とは

愛媛県生活習慣病検診等管理指導会議肝がん部会が作成した『肝炎ウイルス検診精密検査実施医療機関』リストに掲載されている機関です。（県ホームページで確認できます。）

※検査日が複数の日にわたる場合、検査日が 1 か月以内であれば、一連の検査とみなして助成対象とします。申請の際には、初回精密検査分、定期検査分としてそれぞれまとめて申請してください。



6 申請に必要な書類

初回精密検査費用請求に必要な書類

- ・肝炎検査費用請求書（様式3）
- ・医療保険の支給に関する情報を確認できる資料等（★）
- ・医療機関の領収書及び診療明細書
- ・肝炎ウイルス検査結果通知書
- ※職域健診、妊婦健診、手術前検査で陽性と判定された方は、追加書類が必要な場合がありますので、保健所へお問合せください。

定期検査費用請求に必要な書類

- ・肝炎検査費用請求書（様式4）
- ・医療保険の支給に関する情報を確認できる資料等（★）
- ・医療機関の領収書及び診療明細書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・定期検査実施年度の世帯全員の市町民税課税証明書（★）
- ・医師の診断書（様式5）

※医師の診断書（様式5）は、以前に定期検査費用助成を受けた方や1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した方は省略することができます。

（ただし、慢性肝炎から肝硬変に移行するなど病態に変化があった場合は必要です。）

※上記のほか、フォローアップを受けることについての同意書を提出していただくことがあります。

※医療機関によっては、診断書発行の際に文書料が必要となる場合がありますが、文書料は助成の対象外となりますので、ご注意ください。

※助成金の振込口座登録のため、印鑑、通帳を持参してください。

（★）の書類については、マイナンバーの提出により、省略することが可能です。

詳しくは、こちら→

